

陳 情 文 書 表 （令和2年11月30日定例会提出）

陳情第30号

マンション敷地内ごみ回収に関する陳情書

令和2年11月17日受理

陳情者



朱雀第一住宅自治会

会長 下 村 信 人 外1名

朱雀第一住宅では、当該敷地内の住棟（1棟おおむね15戸、全体では428戸）周辺の植木で発生した落ち葉の集荷業務を、当該管理組合から事業者には業務委託しているところです。

以前は、この集積した落ち葉を家庭ごみとして奈良市に収集・廃棄いただいていたのですが、行政からの通知により事業系ごみの扱いとなり、現在では、集荷の委託費用と収集・廃棄費用の二重の費用負担を強いられる状況となっております。

このことにつきまして、過日、奈良市環境部廃棄物対策課及びまち美化推進課に御来臨賜り、事業系ごみとして取り扱う理由について御説明いただいたところですが、もともとその場所にあった落ち葉を、事業者が一定の場所に集中させる行為を行ったにすぎず、事業者がごみを発生させたわけではないことから、事業系ごみとして取り扱われることに納得しかねるところであります。

つきましては、以前のように落ち葉を家庭ごみとして収集・廃棄していただけるようお願いいたします。

上記陳情いたします。